

第21回黒潮町農業委員会議事録

1. 日 時 平成29年10月6日(金) 午後2時00分～午後3時20分
 2. 会 場 保健福祉センター2階 大ホール(役場本庁前)
 3. 出席委員 【農業委員】(10人)
2番 野坂賢思、3番 藤田清子、4番 藤原 忍、7番 金子孝子、
8番 伊芸精一、9番 宮川陽子、11番 篠田 開、12番 福留康弘、
13番 松本昌子、14番 吉尾好市
【推進委員】(7人)
1番 大石正幸、2番 弘瀬正彦、3番 平野幸敏、4番 宮川建作、
5番 篠田 博、6番 尾崎澄夫、7番 福井正一
(事務局 書記 森下)
 4. 欠席委員 【農業委員】(4人) 1番 小谷健児、5番 濱口佳史、6番 山中 譲、
10番 堀野裕一、
【推進委員】(0人)
 5. 議事日程
 - (1) 出席委員の確認及び議事録署名委員の指名
 - (2) 各議案の審議
議案第1号 農地法第5条許可申請(県知事許可)について (3件)
議案第2号 非農地証明願について (2件)
議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
 - (3) その他の討議・報告事項について
- 議 長 時間も来ましたので、これから定例会を始めたいと思いますが、地区別の農地パトロール御苦労さまでした。それでは早速議事に入りたいと思いますが、今日の欠席者ですが小谷委員が子どもを病院に連れて行くために欠席です。今連絡がありまして、濱口委員と堀野委員と山中委員が欠席ということですが、会としては成立していますので早速始めたいと思います。それで、本日の議事録署名人ですが野坂委員と藤田委員にお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。
- それでは早速、議案に入ります。議案第1号、農地法第5条許可申請について3件出ていますが、事務局の方より説明をお願いします。
- 事務局 それでは議案書の1ページをお願いします。農地法第5条の転用が3件申請されています。まず、第1番目ですが譲渡人3名、それと譲受人〇〇〇〇、〇〇〇〇さんから出ています。申請地については7件の農地の申請がでています。理由としましては、読まさせていただきます。南海トラフ地震による、津波被害が懸念される当該地域において、転用者が代表を務める〇〇〇〇の有する災害復旧等に有用な車両・重機・資材等の駐車・保管場所の高台移転を検討するにあたり、浸水地域には該当せず、車両及び重機等を保管するのに十分な面積を有し、本社から近接し地続きで進入可能な申請地に駐車場を整備する必要がある。という理由となっております。この件の譲受人の方

ですが、譲受人記載欄の下にも書いてありますが、条件付所有権移転仮登記がされていて、条件として農地法第5条の許可となっております。それでは、2ページから12ページに参考資料を付けていますので、順次御覧いただきたいと思います。まず、2ページにつきましては、航空写真で申請地を赤で示していますが、その中に農地が7筆あります。3ページお願いいたします。同じく住宅地図で示したものですが、この申請地の中に7筆あります。4ページに地番を示していますが、3人の方の人毎に分けています。5ページお願いいたします。申請地を平面図にしたものです。それから、6ページについて、土地利用計画図ということになっています。それから、9ページ、10ページと現況になっておりますが、まず、6ページの土地利用計画図をお願いいたします。この譲受人は〇〇〇〇の代表者の方になりまして、農地転用後は個人が建設会社に土地を貸借する契約書が出ております。土地利用計画書の内容ですが、7、8ページをお願いします。そこに現在会社が保有している車両一覧ということで、7ページには4トンの運搬車を始め20台の車両について記載しています。それから8ページにつきましては、保有重機一覧ということで、バックホーを始め19台保有しているということで一覧表にしております。6ページに戻っていただいて、このような内容で駐車をしたいということで、スペースが必要ですよという利用計画図になっています。それから工事の期間ですが、申請書では許可の日から30年の3月31日まで工事をするという申請になっています。それから、9ページお願いいたします。横向きになりますが、排水計画というものがあります。排水計画についてはですね、その中で水色に側溝を色塗りしていますが、先ほどの駐車場の計画の所をアスファルト舗装して、その路面水を設置するU字溝を利用して流末排水処理をするということで、県道はその下に流れておりますが、その県道の排水に流すような計画になっております。それから後、資金計画が出ていますが資金計画については、〇〇〇〇。あと、その9ページの中で同意についてなんですけど、その周囲の中で同意、横に見ていただいて土地利用計画図と書いてありますが、その下の部分に1人の方ですが、556、555、という地番の所なんですけど、そこについては同意を貰っておりません。というのは、その下にコンクリートの擁壁を造るようにしています。その擁壁を造ることで隣接する農地に影響は出ないということと、この辺は林地化しております。畑というよりも森林になっておりますので、後の写真を見ていただいたら分かるかと思いますが、そういうようなことで同意は貰ってません。あとの周囲については皆さん同意をもらっています。あと10ページから現況写真ですが、それぞれ現況に筆ごとに農地を示しております。事務局としては問題はないと判断しています。

議 長 今、事務局より説明が終わりましたが、担当委員は私でございますが、先日、農地パトロールの時に〇〇さんと〇〇くんと3名で現場も見てきました。前に農パトで見ただけでしたが、〇〇〇〇の息子さんが家を建てている周辺でして、殆んど農地としては使っていない、登記上は農地でしたが殆んど山ということです。それで、これでも出ておりますとおり重機等を置きたいのですと、というようなことです。差支えも無いし、問題も無いと判断しました。検討よろしくをお願いします。

私の方からは以上ですが、この件について質疑、質問ある方。

(質疑なし)

議 長 何か質疑、質問ありませんか。

(質疑なし)

特になければ承認をいただきたいと思いますが。

この件について、承認されます方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

はい、挙手多数でございます。1番につきましては承認されました。

続きまして2番をお願いします。

事務局 それでは、また1ページをお願いします。

番号2番、譲渡人、〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。譲受人、〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。申請地については、御覧のと通りの1筆となっています。これは住宅を建設するための所有権の移転の申請です。

それでは、理由について読まさせていただきます。転用者は、今春から測量コンサルタント業を営むために帰郷したが、妻と子供と生活するにあたっては実家では手狭であることから、両親からの子育てや生活上の援助を受けやすい実家からほど近い場所に新居を建築することが必要となった。ということで、資料として13ページから20ページに添付しています。13ページに航空写真で位置を示しています。お分かりになりますか。出口集落の密集地に入る手前の所です。それと、14ページには住宅地図で位置を示しています。15ページは航空写真を拡大して付けています。16ページに公図を付けております。この茶色に塗った部分は県道で、申請地が接しています。17、18ページに土地利用計画図を付けております。19ページに排水計画を付けておまして、20ページに現況の写真を付けております。それで、17ページ御覧ください。これは土地利用計画図でして、現在は、17ページの絵から言いますと車を停めている左側は一段下がっています。それで18ページ横にしてください。赤で斜線の部分に盛土をして宅地に造成するようになっております。このL字型の擁壁を利用して嵩上げするというような内容になっています。19ページをお願いします。排水計画ということで、家を建築した後の排水なんです。排水についてはその前に農道が通っておりまして、そこに農業集落排水が通っております。その集落排水に繋ぐ計画となっています。雨水等については自然浸透ということで対応するという事になっています。あと資金計画については、造成費、居宅の建設費については銀行より融資を受けるということで、融資見込み証明書も添付して申請されています。それと、隣接地に農地が1筆ありますが、そこからの同意も添付されています。問題は無いと判断します。以上です。

議 長 事務局より説明がありました。実はここも3名でこの間見てまいりました。周辺も宅地化されておりまして、今度出てきております所も、以前小屋が建っておりまして、そこも壊して擁壁を積くと、一段高くして家を建てると、親の実家が20ページに車が写っていますが、その左側に実家が有るわけですが、道を隔てて直ぐの所にありまして、別に周辺の同意も貰ってますし、農用地区域外でございまして、ずっと宅地になっておりまして問題はないのではないかと判断をいたしました。協議よろしくをお願いします。

議 長 この件に関しまして、質問、質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なければ承認を受けたいと思いますが、この2番につきまして承認される方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。2番につきまして承認されました。

続きまして3番をお願いします。

事務局 はい、それでは3番の方に移ります。1ページにお戻りください。

これは農地を墓地に移転する申請ですが、譲渡人につきましては〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人につきましては〇〇〇〇、〇〇〇〇さんという方からの申請です。申請地については1筆となっております。理由につきましては、墓が無くて必要である人や山中にあって不便な人のために、周囲も墓地である申請地に共同墓地を作りたい。ということで30区画の墓地26基を共同で建立するという内容になっています。21ページから30ページをお願いします。21ページに航空写真をつけていますが、錦野墓地公園の中の一画となっております。22ページに住宅地図で場所を示しています。それから、23ページに拡大をした航空写真を付けております。24ページに公図で申請地を示しておりますが、周りは墓地と一部原野、町原野が有ります。それで25ページ、土地利用計画図となっておりますが、これが30区画の26基、それと中に通路と水路を造るようになっております。あと26ページから28ページまでについては、このようなお墓を造るということで、25ページに納骨堂の中にA、Bと印をつけてくれておりますが、おおよそサイズ的にはこのようなものを造る計画ということになっております。それから29ページをお願いします。これが排水計画ということで示されております。あと現状の写真をつけておりますが、まず土地利用計画図については、先ほど説明した25ページをお願いいたします。30区画で26基ということで、なかに2区画で1つ造られてる方がいますので、組合員の方は26名ということになります。それで工事については、許可の日から1年で墓地まで造りあげるといような申請になっております。それから29ページ排水計画についてですが、ここは雨水だけなので、水色の矢印がありますがその方向で流して、南側に谷があるようですが、その谷へ流すようにしています。それと資金についてですが、自己資金ということで通帳の写しが添付されております。名義は管理組合の名義で通帳をつくられておりますので、その中の組合員の皆さんの負担をそこに入れて、今から造りますよという内容になっております。あと管理組合については、墓地管理組合の設立総会の議事録、管理組合の規約なども申請書には添付されております。あと30ページの現況写真ですが、先ほど言いましたように殆んど墓地になっております。書類的には問題は無いと思います。以上です。

議長 今、事務局の説明が終わりました。担当委員さんをお願いします。

〇〇委員 2、3年前まではラッキョウを作りよったがよ、年がいてようせんなるけん言うて、周りが墓ばっかしでねえ、組合が墓を造りたい言うて、〇〇〇〇さんにもおうたがやけど是非なんとかとおしてもらえんろうかと、よろしくをお願いします。

議長 今、担当さんから説明がありましたが、是非墓にしてもらいたいののでよろしくをお願いします。ということですが、この件につきまして何か質問はありますか。

〇〇委員 錦野の共同墓地管理組合があるが、水など利用せなあいかんが話し合いはできている

のか。

事務局 駐車場と水道は、隣接している黒潮町錦野共同墓地管理組合が設置しているものを使用していいと、許可を得ているので新たに設置しない。となっています。

議長 許可は得ているということですね。

如何ですか、この件につきまして。

承認を受けたいと思いますが、承認される方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

はい、挙手全員でございます。3番につきましては承認されました。

続きまして議案第2号非農地証明について2件出ていますが、1番よりお願いします。

事務局 それでは1ページお願いいたします。

議案第2号非農地証明について2件出ています。1件が願出人、〇〇〇〇の方で〇〇〇〇さん、願出地が3筆出ています。願出理由が、申請地は約40年前頃建物が建っていたが現在は雑種地として使用。それで非農地証明をお願いします。ということで31ページから37ページお願いします。場所は浮津ですが、31ページに航空写真で位置を示しております。浮津の方に入って行く旧国道に接した所です。32ページに住宅地図をつけております。33ページに拡大写真をつけております。34ページに公図で申請地を示しております。35ページに現況写真を添付していますが、①の2778番の2につきましては一部駐車場に使われている部分、中が木が生えて雑木林みたいになっております。畑としては利用されていないような状況になっています。それと2781番1ですが、ここは白い車が止まっていますが駐車場と石積の有るようになっております。それですねえ、右側の写真の赤く囲まれていない所は登記上は宅地になっています。37ページですが、これは国道より南側になる分で2802番3ですが、ここは駐車場に利用されているような状況になっています。畑に復元するのは難しいと思います。以上です。

議長 今、事務局の方より説明が終わりました、担当委員さん補足説明をお願いします。

〇〇委員 私の方で説明します。35ページのところ、ここは元々家が建っておりまして、古くなって取り壊して都会の方に出ていったがですけど、あと37ページですが、ここは丁度トラックが止まっている所は、今も〇〇〇〇さんという方が住みようがですが、これは〇〇〇〇いうて元々浮津の方で生まれよって、トラックの所まで昔は家があったがです。家族が亡くなって小屋を取り壊しの後の所で、元々宅地やった所ですのでそのままいいんじゃないかと思います。

議長 はい、今担当委員さんから説明がありました。元々は家が建っちゃったというようなことでございますが、この件について何か質疑、質問有りませんか。

(質疑なし)

無いようでしたら、承認を受けたいと思います。この件につきまして非農地として承認されます方、挙手をお願いします

(挙手全員)

挙手全員でございます。1番につきましては承認されました。

続きまして非農地証明願い2番お願いします。

事務局 それでは1ページお願いいたします。非農地証明の2番、願出人の方が〇〇〇〇、〇

〇〇〇さん、願出地が出口字桐萩谷 695 番、願出理由については、当該土地は昭和 50 年代から耕作を放棄し、現状では原野化し農地としては利用できません。また、今後も農地として使用するつもりもありません。ということで申請が出ております。それで 38 ページからお願いいたします。最初の 5 条申請ででた転用の丁度間に入るような土地にはなるんですが、42 ページを見ていただきたいと思います。見るからに、原野化とか山林化してしまして農地に返すことは中々難しいと思います。以上です。

議 長 今、事務局の方からの説明がありました。これもこの間 3 人で見てきました。殆んど原野というか、田があったのかというような状況で、場所的には〇〇〇〇の息子さんが家を建ている所の沖側になる所ですが、殆んど山で、もう農地というか山でございまして、自分でも信じられん、こんな所に田があったがやろか思うような所でした。これは非農地として問題は無いのではないかと 3 人の結論です。私からは以上です。

何かこの件について質疑、質問はありませんか。

(質疑なし)

無いようでしたら承認を受けたいと思いますが。この非農地証明の 2 番につきまして承認されます方、挙手をお願いします。

(挙手全員)

はい、挙手全員でございまして。2 番につきましても承認されました。

続きまして、議案第 3 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、お願いします。

事務局 それでは別冊であります議案第 3 号と書いた、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、ということで 1 枚捲っていただいて、利用集積の案件が 11 件でしております。内 5 件が農家の申請です。あと 6 件が農業公社との申請となっております。その農業公社の分の 6 件については、利用権の題の 1 番最後にあります、〇〇〇〇さんの方と契約するというようになっています。あとは、中を見ていただいて質問などしていただきたらと思いますが、中に黄色で使用貸借という分もありますので、見ていただきたいと思います。

議 長 目を通していただいて、何か質問のある方はお願いします。

〇〇委員 農業公社の分で、加地子 0 になっているが無償ということでもいいのか。

事務局 使用貸借ですので無償です。貸借料が発生するのは賃貸借と記載しています。

議 長 この件について何か他に有りませんか。無ければ承認を受けたいと思いますが。

(質疑なし)

いいですか、それでは議案第 3 号について承認されますかた挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員でございまして。議案第 3 号につきまして承認されました。

(3) その他の討議・報告事項について、事務局からは無いようです。

(議決案件については以上)

事務局 以降、〇その他について説明した。

議 長 それでは今日の定例会終了いたします。長時間の協議ありがとうございました

(午後 3 時 20 分終了)